

評価基準書

1. 優先交渉権者の選考方法

(1) 前提条件

次のいずれかの条件にあてはまる場合は、評価は行わず失格とする。

- ①提案価格が提案上限額を超える場合。
- ②仕様書の要件を満たさない場合。
- ③提示された作業スケジュールの終了時期が履行期限を超える場合。
- ④提案内容について、実現性が低いと判断された場合。

(2) 評価指標及び優先交渉権者の決定

優先交渉権者の選考は、以下の2つの評価を行い、後述する「2. 採点方法」により算出した技術点及び価格点の合計点が最も高い者を、優先交渉権者として決定する。

① 技術点

提案内容に基づく評価を行う。

②価格点

【様式6】見積書により評価を行う。

評価点算定により小数が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入する。

最高得点者が二者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。

2. 採点方法

(1) 配点について

評価の点数は合計1,000点満点とし、得点配分は次のとおりとする。

区分	配点
技術点	900点
価格点	100点
合計	1,000点

(2) 技術点の採点方法

①必須項目

別添の「【別紙1】要介護認定調査システム導入事業仕様書(以下「仕様書」という。)」に定義された要求要件及び「【別紙2】機能要件一覧」の必須項目を満たしているか否かを判定する。

②評価項目

仕様書に定義された提案依頼事項について、提案の内容を評価する。

③評価方法

- (a) 「①必須項目」を満たす場合は「合格」とし、満たさない場合は「失格」とする。
- (b) ②の評価に応じて採点を行う。
- (c) 各項目について、評価項目一覧に記載された内容の提案をした場合に、「④採点基準」により評価を行い、加点する。
- (d) 各項目に対する評価点を合計した値を技術点とする。

④採点基準

評価項目一覧に記載されている評価視点及び評価基準により採点する。

(3) 価格点の採点方法

「要介護認定調査システム導入事業プロポーザル実施要項」に記載した上限額を超えない価格について、「【様式6】見積書」に記載された提案価格について、以下の(ア)～(ウ)の合計額で評価を行う。

(ア) システム導入委託費用

(イ)

(ウ) 運用・保守委託費用 (令和8年2月1日～令和8年3月31日)

(エ) 運用・保守委託費用 参考 (令和8年4月1日～令和12年3月31日)